

(様式1)

(様式1) 予備検討結果報告書

事業担当課・室 担い手支援課就農支援班

導入検討対象事業の名称	農業大学校学生会館再整備事業
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	<p>農業大学校は就農希望者等に対し、農業技術や経営に関する研修教育を行う、農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設及び学校教育法に規定される専修学校であり、農業の優れた担い手及び指導者を育成することを目的に設置されている。</p> <p>学生会館は農業大学校において、優れた農業の担い手育成や、遠方に在住する学生の利用を目的とした学生寮であり、農学科1年生は全寮制、それ以外は希望制で、年間100名程度が入寮している。また、寮生は別棟の食堂棟や浴室棟に移動し、食事や入浴を行っている。</p> <p>老朽化への対応、時代に合わせた施設整備、学生の利便性の向上のために、学生会館、食堂棟及び浴室棟を集約して建て替える。</p>
(2)整備予定場所	東金市家之子1059
(3)施設規模	鉄筋コンクリート造3階建て 約 3,232 m ² (予定)
(4)施設稼働期間	45年(学生会館・食堂棟:昭和54年3月竣工)
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%
(8)契約予定時期	令和6年度
(9)建設・整備期間	令和8年度から令和9年度
(10)供用開始予定時期	令和10年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●千円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—
3. 予備検討結果	

<p>(1)PFIの適性確認</p>	<p>○設計から建設、維持管理、運営までの業務の多くを一括で民間事業者へ委託できる事業である。</p> <p>○適用できる補助金がなく、法制度面でも導入が可能な事業である。</p> <p>○本事業は着手していない事業である。</p> <p>○以上によりPFI適正を欠く事業ではないが、平成30年度の導入検討において、導入可能性がないとされた事業である。</p>
<p>(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)</p>	<p>VFM(1.8億円 5.9%)</p>
<p>(3)定性的確認結果概要</p>	<p>○設計については、民間事業者のノウハウや創意工夫の活用により、学生の生活環境の改善が図られることが期待されるが、規模が小さいため、民間事業者のノウハウ等を活用する余地は大きくはない。</p> <p>○維持管理業務については、一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られるが、学校教育に係る運営を委託できないため、その効果は小さい。</p> <p>○修繕等については、個別業務発注の事務手続きを要さず、PFI事業者の判断で迅速な対応をとることが可能となる。</p> <p>○寮の運営については、生徒の経済的負担を最小限とするため廉価で提供している上、小規模であることから、民間の採算ベースには乗らない事業である。</p> <p>以上により、設計や維持管理業務において一定の効率化は見込まれるものの、民間事業者のノウハウや創意工夫を發揮できる余地が小さく公共サービスの向上は見込まれないことから、定性的効果は小さい。</p>
<p>事業担当課における検討結果</p>	<p><その他考慮事項></p> <p>○農業大学の整備に係る PFI 導入事例は、徳島県が農業大学校と研究施設を合築する際に、PFI を活用した事例1件のみである。</p> <p>○収益施設については、学校の規模が小さく、また交通アクセスが不便な場所にあることから利用者は限定的であり、収益性が低いことが見込まれるため、設置は厳しいと考える。</p> <p><検討結果></p> <p>3. 予備検討結果等より、PFI 適正については認められるものの、定量的効果は5.9%であり、定性的効果も小さいことから、従来手法による整備が妥当である。</p>